

相続税申告書の様式一覧（第1表～第15表）と入手先チェックリスト

亡くなった年の分の様式を選ぶ・入手先・期限と提出先・状況で加わる表

ふれあいの丘
生前整理支援センター
1 / 3

1 亡くなった年の分の様式を選ぶ 国税庁「相続税の申告書等の様式一覧」

	亡くなった日	使う様式(国税庁のページ)
☐	令和8年1月1日～令和8年12月31日	相続税の申告書等の様式一覧(令和8年分用) https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/r08.htm
☐	令和7年1月1日～令和7年12月31日	相続税の申告書等の様式一覧(令和7年分用) https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/r07.htm
☐	それより前	国税庁「相続税の申告手続」のページにある、その年分の様式一覧 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/2223-01.htm

- 令和8年分用から様式が変わったため、令和8年分の申告では令和8年分用の様式を使い、令和7年分以前の申告では令和7年分用以前の様式一覧のページの様式を使います。
 - 様式一覧で「一般用」に○が付いている申告書は、必ず使う、または使う頻度の高い申告書です。「一般用」の申告書は、一括印刷用PDF(一般用・約15.5MB)でまとめて印刷できます。
 - 令和8年分用から申告書の控用が廃止され、控えは必要に応じて自分で作成・保管します。
 - 様式ごとの記載例は、国税庁「相続税の申告のしかた(令和8年分用)」の32ページからの「相続税の申告書の記載例等」に載っています。
- 一括印刷用PDF(一般用・令和8年分用):<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/r08pdf/R8set.pdf>
相続税の申告のしかた(令和8年分用):<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2026/index.htm>

2 期限と提出先を控える 国税庁 タックスアンサー No.4205

相続税の申告は、被相続人が死亡したことを知った日(通常の場合は死亡の日)の翌日から10か月以内に行います。1月6日に死亡した場合は、その年の11月6日が申告期限です。申告期限が土曜日・日曜日・祝日などに当たるときは、その翌日が期限とみなされます。

亡くなった日(死亡を知った日) 年 月 日	申告と納税の期限(10か月以内) 年 月 日	提出先(被相続人の住所地の税務署) 税務署
--------------------------	---------------------------	--------------------------

- 相続税の申告書の提出先は、被相続人の死亡の時の住所が日本国内にある場合は、被相続人の住所地を所轄する税務署です。相続人の住所地を所轄する税務署ではありません。
- 相続税の申告書は、e-Tax(電子申告)で送信するほか、郵便や信書便で送付するか、税務署の時間外収受箱へ投函して提出できます。
- 相続税の申告書は、同じ被相続人から財産を取得した人が共同で作成して出せます。連絡がとれないなどで共同で作れない場合は、別々に出しても差し支えありません。
- 相続税の納税も、申告期限までに行います。申告期限までに申告しなかった場合や、実際に取得した財産の額より少ない額で申告した場合は、本来の税金のほかに加算税や延滞税がかかる場合があります。

税務署の所在地(国税庁):<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>

3 状況によって加わる表 国税庁「相続税の申告のしかた」32ページ

国税庁の記載例でいう「一般の場合」は、相続時精算課税適用者や相続税の納税猶予等の適用を受ける人がいない場合です。次の人がいる場合は、一般の場合の表のほかに次の表を作成すると国税庁は案内しています。

	こんな人がある	加わる表
☐	納付すべき税額のある相続時精算課税適用者がいる	第11の2表
☐	還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる	第11の2表、第1表の付表2
☐	農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける農業相続人がいる	第3表、第8表、第12表
☐	非上場株式等・山林・医療法人の持分・特定の美術品・個人の事業用資産の納税猶予等の適用を受ける人がいる	第8の2表～第8の6表とそれぞれの付表など(2つ以上に当たるときは第8の7表も)

4 国税庁の記載例の順序

国税庁「相続税の申告のしかた」32ページ(一般の場合)

- ・ 国税庁の記載例の順序では、相続税のかかる財産(課税財産)と被相続人の債務等について、第9表から第15表を作成します。
 - ・ 国税庁の記載例の順序では、課税価格の合計額と相続税の総額を計算するため、第1表と第2表を作成します。
 - ・ 国税庁の記載例の順序では、税額控除の額を計算するため第4表から第8表までを作成し、第1表と第8の8表に税額控除額を転記して各人の納付すべき相続税額を算定します。

5 様式チェックリスト

国税庁「相続税の申告書等の様式一覧(令和8年分用)」の表番号と名称のとおり

入手した表に✓を入れて使います。「一般用」は国税庁の様式一覧で○が付いている表(必ず使う、または使う頻度の高い表)です。「一般用」の表は全て載せています。第8の2表～第8の7表(納税猶予等)、第1表の付表3～5、第4表・第5表の付表、第11・11の2表の付表1(別表1の2)・(別表2)、同付表2以降、第11の3表などは省略しています。全ての表は国税庁の様式一覧で確かめてください。

	表番号	表及び付表名(国税庁の様式一覧のとおり)	一般用	記載例での位置
☐	第1表	相続税の申告書	○	課税価格・総額
☐	第1表(続)	相続税の申告書(続)	○	課税価格・総額
☐	第1表の付表1	納税義務等の承継に係る明細書(兼相続人の代表者指定届出書)		－
☐	第1表の付表2	還付される税額の受取場所		－
☐	第2表	相続税の総額の計算書	○	課税価格・総額
☐	第3表	財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書		－
☐	第4表	相続税額の加算金額の計算書	○	税額控除
☐	第4表の2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書	○	税額控除
☐	第5表	配偶者の税額軽減額の計算書	○	税額控除
☐	第6表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書	○	税額控除
☐	第7表	相次相続控除額の計算書	○	税額控除
☐	第8表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書		税額控除
☐	第8の8表	税額控除額及び納税猶予税額の内訳書	○	税額控除
☐	第9表	生命保険金などの明細書	○	財産・債務
☐	第10表	退職手当金などの明細書	○	財産・債務
☐	第11表	相続税がかかる財産の合計表(相続時精算課税適用財産を除きます。)	○	財産・債務
☐	第11表の付表1	相続税がかかる財産の明細書(土地・家屋等用)	○	財産・債務
☐	第11表の付表2	相続税がかかる財産の明細書(有価証券用)	○	財産・債務
☐	第11表の付表3	相続税がかかる財産の明細書(現金・預貯金等用)	○	財産・債務
☐	第11表の付表4	相続税がかかる財産の明細書(事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)	○	財産・債務
☐	第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書	○	財産・債務
☐	第11・11の2表の付表1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書	○	財産・債務
☐	第11・11の2表の付表1(続)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(続)	○	財産・債務
☐	第11・11の2表の付表1(別表1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1)	○	財産・債務
☐	第12表	農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書		財産・債務
☐	第13表	債務及び葬式費用の明細書	○	財産・債務
☐	第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託などのために支出した相続財産の明細書	○	財産・債務
☐	第15表	相続財産の種類別価額表	○	財産・債務
☐	第15表(続)	相続財産の種類別価額表(続)	○	財産・債務

相続税の申告書等の様式一覧(令和8年分用):<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/r08.htm>

相続税申告書の様式一覧（第1表～第15表）と入手先チェックリスト

添付書類チェックリスト・e-Taxで出すとき・迷ったときの相談先

ふれあいの丘
生前整理支援センター
3 / 3

6 添付書類チェックリスト 国税庁「相続税の申告のしかた」73～75ページ

本人確認	
☐	相続税の申告書にはマイナンバー（個人番号）を書き、各相続人等の本人確認書類（番号確認書類と身元確認書類）の写しを添付します。税務署の窓口で出す人は写しの添付に代えて提示でき、e-Taxで出すときは提示も写しの提出も要りません。
☐	番号確認書類の例：マイナンバーカード（裏面）、通知カード（記載された氏名・住所などが住民票の内容と一致している場合に限る）、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど。
☐	身元確認書類の例：マイナンバーカード（表面）、運転免許証、身体障害者手帳、パスポート、在留カード、公的医療保険の資格確認書など。
一般の場合	
☐	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）、図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子が養子か分かるもの）、またはそれらをコピー機で複写したもののいずれか。被相続人に養子がいる場合は、養子の戸籍の謄本が抄本も必要です。
☐	遺言書の写し、または遺産分割協議書の写し（国税庁が提出をお願いしている書類）。
相続時精算課税適用者がいる場合	
☐	一般の場合の書類に加えて、被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの。コピー機で複写したものを含む）。
配偶者の税額軽減・小規模宅地等の特例の適用を受ける場合	
☐	一般の場合の書類に加えて、相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）と、申告期限内に分割ができない場合は申告期限後3年以内の分割見込書。
☐	小規模宅地等の特例では、特例の適用を受ける宅地等の区分（特定居住用・特定事業用・特定同族会社事業用・貸付事業用）に応じた書類も出します。どの書類が要るかは国税庁「相続税の申告のしかた」の74ページと税務署・税理士で確かめます。
出し方	
☐	重複する書類は重ねて出す必要はありません。添付書類は機械で読み取るためのりづけをせず、複数枚のときはクリップ等で留めます。

（参考）相続税の申告の際に提出していただく主な書類（国税庁）：<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2026/pdf/shikata07.pdf>

7 e-Taxで出すとき e-Tax よくある質問・国税庁「相続税の申告手続」

- 相続税の申告書は、平成31年1月1日以後の相続等により財産を取得した人の申告からe-Taxで提出（送信）できます。
- 10人以上の財産取得者の申告を1度で送信する場合と、財産取得者が電子証明書を持っていない場合（税理士等による代理送信の場合を除く）は、e-Taxを使えないため書面で出します。
- 国税庁の「相続税の申告手続」のページは、パソコンにe-Taxソフトをダウンロードして申告書等を作成・提出する方法を案内し、申告の内容によってe-Taxを使えない場合は書面で作成して持参か送付で出すよう案内しています。

申告が要るかどうか・書き方・税額は、税務署か税理士に確かめる

- 財産を取得した各人の課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）以下なら相続税の申告は要りません。ただし、小規模宅地等の特例などを適用することで基礎控除額以下になる場合は申告が必要です。
- 相続税の申告のおおよその要否は、国税庁の「相続税の申告要否判定コーナー」でも確かめられます。
- 申告のための具体的な計算方法などについて税務署で面談による個別相談を希望する場合は、事前予約制です。
- 国税庁は、税理士等を探す場合は日本税理士会連合会の「税理士情報検索サイト」で検索できると案内し、税理士等でないのに税理士業務を行う「ニセ税理士」に注意するよう呼びかけています。

相続税の申告要否判定コーナー：<https://www.keisan.nta.go.jp/sozoku/yohihantei/top> / 税理士情報検索サイト：<https://www.zeirishikensaku.jp/>

このチェックリストについて

国税庁のホームページ（2026年10月9日確認）をもとにした一般的なチェックリストです。国税庁の様式そのもの、税額の計算、欄ごとの書き方、節税の助言は載せていません。申告書は国税庁の様式一覧から、記載例は国税庁「相続税の申告のしかた」から入手してください。

相続税の申告のためのチェックシート（国税庁）：<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/2023/pdf/r05-01.pdf>